

「ふるさと納税」は、自分の住所地の自治体に納める個人住民税の例外規定となっています。我々は、居住する場所のある自治体からごみ処理、道路等のインフラ、各種学校などの教育、災害対策など、さまざまな行政サービスを受けています。「ふるさと納税」は、その居住地の税収を自分の故郷をはじめ、好みの自治体へ移転し、その地域の活性化を図るために活用するという、いわゆる地域再生の切り札として創設されました。

### ●行き過ぎた返礼品

「ふるさと納税」の寄付先は、全国の都道府県・市区町村のうちこれぞと思った自治体でよく、生まれ育った町や村だけでなく、災害の被災地、あるいは旅先で気に入ったところでもいいのです。

ところが、過疎で悩む市町村などは、そこで生活する、あるいは遊びに立ち寄る魅力に欠ける傾向があり、それゆえ、人が離れ過疎が進むという悪循環に陥っています。したがって、「ふるさと納税」で寄付の対象地域として選ばれるには印象が薄く、対象から漏れてしまう市町村も多くなるわけです。そこで、返礼品制度が導入されました。その土地の特産品を中心に、寄付額の一定割合に相当する品を、寄付者に対して返礼する制度です。たとえば、1万円を寄付すると5,000円に相当する米、野菜、肉、魚介類その他の特産品などが送ってもらえるのです。

ネットのふるさと納税サイトを見ると、「人気の高い自治体」が順に掲示され、色とりどりの特産品が並んでいます。自分の故郷はさておき、返礼品目当てに寄付する人も増えました。それに伴い、各自治体も「ふるさと納税」の寄付金の獲得合戦に走りはじめたのです。

### ●対象とならない自治体も

平成29年から30年にかけて返礼品競争の過熱が世の批判を招きました。これを受けて、総務大臣は、平成31年4月1日付で各地方団体宛に、「ふるさと納税」を行う自治体で、一定の条件を満たさなければ、その自治体に寄付してもふるさと納税の対象としないとする通知（「指定制度」といいます）を出したのです。

地方団体への寄付はすべて「ふるさと納税」の対象であったものを、令和元年6月1日より、「ふるさと納税」の対象となる地方団体を、総務大臣が指定することになりました。

その「一定の条件」を以下に列挙してみます。

- ① 寄付金の募集を適正に実施すること（募集適正実施基準）
- ② 返礼品の返礼割合が寄付金額の30%以下であること（3割以下基準）
- ③ 返礼品が寄付の対象先の区域内において生産された物品または提供されるサービスであること（地場産品基準）

以上が総務大臣の指定の基準になり、指定を受けなかった地方団体への寄付金は、ふるさと納税の対象となりません。

この結果、上記の基準から大きく外れた大阪府・泉佐野市、静岡県・小山町、佐賀県・みやき町、和歌山県・高野町の4団体は、令和元年6月1日以降指定から外れました。

この4団体に寄付しても、「ふるさと納税」の寄付金控除は受けられないので要注意です（泉佐野市は提訴中）。

ちなみに、適正な金額の寄付最高額が5億円なのに対し、泉佐野市は平成30年度に332億円の寄付を受け付けています。

### ●ふるさと納税の理念

ここで、総務省の「ふるさと納税ポータルサイト」で、制度の趣旨を再確認してみましょう。

- ～①納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になる。
- ②生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になる。
- ③自治体が国民に取組みをアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。それは、選んでもらうに相応しい、地域のあり方をあらためて考えるきっかけへとつながる。

自治体は納税者の「志」に応えられる施策の向上を図り、一方で、納税者は地方行政への関心と参加意識を高める。いわば、自治体と納税者の両者が共に高め合う関係であり、一人ひとりの貢献が地方を変え、より良い未来に向けて全国の様々な地域に活力が生まれることが期待される～（一部表現を変えています）。

この制度では、わずか2,000円の負担で、各地の災害の支援や地域振興に貢献ができます。返礼品はそのささやかなお礼の気持ちです。あまり返礼品をもらいすぎると、一時所得として課税されます（年50万円以上）。

前出の「ふるさと納税」ポータルサイトには、全額控除される「ふるさと納税額（年間上限）の目安表が載っていますので参考にして下さい。